

空き家対策防府モデル事業補助金交付要綱

令和4年4月8日制定

令和5年5月1日改正

令和6年5月17日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家対策防府モデル事業実施要綱（令和4年4月8日制定。以下「実施要綱」という。）第14条第2項に規定する狭い道路整備に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第11条により認定を受けた事業の内、市内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者に依頼して実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となるもの
- (2) 補助対象者が第5条の通知を受ける前に補助対象事業の契約をしたもの及び着手したもの
- (3) 第8条に定める期限までに事業完了報告書の提出ができないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象の経費及び補助金の額は別表のとおりとし、補助金の額は合計した額が1千万円を超えない額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 モデル事業に認定された狭い道路整備事業を実施する事業者が、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 事業対象地の現況図
- (4) 事業対象地の土地利用計画図
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 現況写真

(7) 国税及び防府市税の滞納がないことを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により事業者から申請書が提出されたときはこれを審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

- 2 事業者は、前項の通知があるまで、別表に規定の補助対象経費に係る事業について契約及び着手をしてはならない。
- 3 市長は、交付において必要があると認めるときは、交付の決定において条件を付すことができる。

(事業の実施)

第6条 前条第1項の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、市長に補助金変更等承認申請書（第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の決定の変更又は取消しを決定し、補助金変更（取消）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、変更を承認する場合に必要があるときは、当初の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(完了報告)

第8条 事業者は、工事が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日（防府市の休日に関する条例（平成元年防府市条例第29号）第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた事業完了報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、実施要綱第18条に規定の書類と重複する場合は、添付を省略することができる。

(1) 補助対象事業の写真（着工前・施工中・完成時）

- (2) 補助対象事業に係る契約書(請書)の写し
- (3) 補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第9条 市長は、前条の完了報告書の提出があった場合は、当該書類の審査を行うとともに、補助事業者と協議の上、適切な時期に完了検査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の完了検査の結果、適當と判断される場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による確認及び検査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を補助事業者に対して指示することができる。

2 前項の規定に基づく措置に係る完了報告は第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「完了した日」とあるのは「指示のあった日」、「2月28日」とあるのは「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(第8号様式)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは速やかにこれを審査し、適當と認めたときは、当該補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の実施及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指示等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行うほか、帳簿及びその他関係書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	内容	補助金額
測量・登記に係る費用	道路拡幅部分の測量及び分筆登記費用	測量及び分筆登記費用の2分の1以内 ※1筆につき10万円を上限
工事に係る費用	舗装(既存道路部分を含む。)及び側溝設置の工事費用(消費税及び地方消費税を除く。)	工事費と標準工事費のうち安価な方の2分の1以内 ※標準工事費 舗装: 1m ² につき5千円 側溝設置: 1mにつき2万3千円
工作物移設費	コンクリートブロック塀等の除去(取り壊し発生材の処分を含む。)	高さ1.1m以上の場合: 1mにつき15,000円 高さ1.1m未満の場合: 1mにつき10,000円
	板塀、フェンス等の除去(基礎取り壊し発生材の処分を含む。)	1mにつき4,000円
	門柱、扉等の除去(基礎取り壊し発生材の処分を含む。)	1基につき30,000円
	生垣等の移植又は移設(生垣の高さ1.0m以上)	1mにつき50,000円
	樹木の移植(目通り15cm以上で高さ2.0m以上)	1本につき70,000円
	その他(市長が特に必要と認めた工事)	実情に応じて算定

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

（宛先）防府市長

申請者 住 所

フ リ ガ ナ
氏 名

電話番号

補助金交付申請書

空き家対策防府モデル事業（狭い道路の整備）に係る補助金の交付を受けたいので、空き家対策防府モデル事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業実施場所	防府市
2 事業実施予定期間	年　月　日
3 補助対象経費	円
4 補助金交付申請額	円
5 誓約事項	以下のことを誓約し、申請します。 <input type="radio"/> 私は、暴力団員でないこと、役員及び使用人に暴力団員に該当する者がいないこと、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。 <input type="radio"/> 私は、補助対象事業の実施に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。
6 備考	

第2号様式（第4条関係）

事業実施計画書

1 測量・登記関係

事業者名	
住所	
担当者氏名	
電話番号	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

2 道路整備関係

事業者名	
住所	
担当者氏名	
電話番号	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

3 交付申請額の算出

(1) 測量・登記に 係る費用(a)	筆数	筆	×(上限10万 円)	円
(2) 工事に係る費 用(消費税及び 地方消費税を 除く。) (b)	舗装面積 (c)			m ²
	(c) ×標準工事費(1m ² 当たり5千円)			円
	側溝設置 延長(d)			m
	(d) ×標準工事費(1m 当 たり2万3千円)			円
	計			円
補助金交付申請額 (e)	(a)+(b)			円
補助金交付申請額	(e)と10,000,000円の少ない方の額			円

備考 補助金交付申請額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第3号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

防府市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家対策防府モデル事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業実施場所	防府市
2 補助金交付決定額	円
3 事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 施工業者	
5 交付の条件	
6 備考	<ul style="list-style-type: none">・補助対象事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書（第4号様式）を提出すること。・補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日（防府市の休日にに関する条例（平成元年防府市条例第29号）第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに事業完了報告書（第6号様式）を提出すること。

第4号様式（第7条関係）

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助金変更等承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定された空き家
対策防府モデル事業補助金について、下記のとおり変更したいので、関
係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施場所	
2 変更内容	
3 変更理由	
4 備考	

※関係書類

交付申請時に添付した書類のうち、変更に関係する書類を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

年　　月　　日

様

防府市長

補助金変更（取消）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空き家対策防府モデル事業補助金交付決定の変更（取消）については、下記のとおり変更（取消）を決定したので通知します。

記

1 当初交付決定年月日	年　　月　　日　　第　　号
2 当初交付決定額	円
3 変更（取消）交付決定額	円
4 変更（取消）内容	
5 事業実施場所	防府市
6 変更（取消）決定の条件	
7 備考	

第6号様式（第8条関係）

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

住　　所

氏　　名

電話番号

完了報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった空き
家対策防府モデル事業費補助金について、事業が完了したので関係書類
を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実施場所	防府市
2 事業完了年月日	年　　月　　日
3 備考	

※関係書類

- (1) 補助対象事業の写真（着工前・施工中・完成時）
- (2) 補助対象事業に係る契約書又は請書の写し
- (3) 補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

防府市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった空き家対策防府モデル
事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認定年月日・番号	年 月 日 第 号
2 補助金交付確定額	円
3 対象事業場所	防府市

第8号様式（第12条関係）

補助金請求書

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

内訳 空き家対策防府モデル事業補助金

空き家対策防府モデル事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により
請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・支所・出張所							
口座番号・種別								1:普通 2:当座
口座名義 力タ力ナで 記入願います								